主

原略式命令を破棄する。

被告人が普通自動二輪車を無免許運転したとの事実につき 公訴を棄却する。

被告人を罰金8万円に処する。

理由

明石簡易裁判所は、平成19年7月30日、同日付けの被告人に対する道路交通 法違反被告事件の公訴提起に基づき、「被告人は、(1) 公安委員会の運転免許を 受けないで、平成19年6月2日午後3時45分ころ、神戸市a区b町c字de番 地付近道路において、普通自動二輪車を運転し、(2) 前記日時ころ、道路標識に より最高速度が40km毎時と指定されている前記道路において、その最高速度を5 0km超える90km毎時の速度で前記車両を運転して進行した。」との事実を認定し た上、被告人を罰金23万円に処する旨の略式命令を発付し、同略式命令は、同年 8月14日確定した。

しかしながら、一件記録によると、被告人は昭和63年8月21日生まれの少年であって、公訴を提起するためには、少年法20条1項による家庭裁判所から検察官への送致決定を経る必要がある。しかるに、上記(2)の事実については送致決定がされているが、同(1)の事実については送致決定がされたことは認められない。したがって、略式命令の請求を受けた明石簡易裁判所は、刑訴法463条1項により通常の規定に従って審理した上、上記(1)の事実については同法338条4号により判決をもって公訴を棄却し、その余の上記(2)の事実についてのみ有罪の言渡しをすべきであった。これをしなかった原略式命令は、法令に違反し、かつ、被告

人のため不利益である。

よって、本件非常上告は理由があるから、刑訴法458条1号により原略式命令を破棄し、原略式命令の罪となるべき事実中、被告人が普通自動二輪車を無免許運転したとの事実につき、同法338条4号により公訴を棄却し、その余の原略式命令によって確定された事実につき、被告人の所為は道路交通法118条1項1号、22条1項、4条1項、同法施行令1条の2に該当するので、所定刑中罰金刑を選択し、その所定金額の範囲内で被告人を罰金8万円に処することとし、少年法54条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

検察官金田茂 公判出席

(裁判長裁判官 泉 徳治 裁判官 横尾和子 裁判官 甲斐中辰夫 裁判官 才口千晴 裁判官 涌井紀夫)